

Title	持株会社とEU付加価値税：欧州司法裁判所先決裁定を素材として
Sub Title	Analysis of ECJ rulings about holding companies and value-added tax
Author	酒井, 貴子(Sakai, Takako)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.1 (2025. 1) ,p.442 (43)- 462 (23)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	吉村典久教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250128-0442

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

持株会社と EU 付加価値税

——欧州司法裁判所先決裁定を素材として——

酒 井 貴 子

はじめに

- 1 持株会社と VAT の基本要件
 - 2 持株会社と前段階税額控除
 - 3 Polysar 事件の後退
- 小 括
むすびにかえて

はじめに

本稿の目的は、持株会社が負担する EU の付加価値税 (value-added tax, VAT) について扱われた豊富な欧州司法裁判所 (European Court of Justice, ECJ) の先決裁定 (preliminary ruling)¹⁾ を主な素材として、持株会社への付加価値税の適用状況、ひいては付加価値税の在り方、さらにはグループ課税制度についての検討の手がかりを示すことにある²⁾。

EU において 1990 年代以降、企業によるグループ経営の展開に伴い、持

1) EU 内で加盟国が定めた VAT に関する国内法の EU 法に関わる解釈について、加盟国裁判所の要請等による先決裁定であって、全加盟国の裁判所に対して同種事案の拘束力を持つ。日本語での制度概要として例えば参照、池田良一『ドイツと EU における税務裁判』353 頁 (信山社、2023 年)。

2) 本稿において、日本の消費税法における消費税の場合には「消費税」、EU における付加価値税の場合には「VAT」と呼ぶ。また、越境取引については射程外とする。

株会社と付加価値税を巡る事例が数多く扱われてきたが、VATに係るシステム指令³⁾(以下、「指令」という。)に別途新たな定めは設けられず、ECJの先決裁定が重層的に蓄積されている。主な争点は、日本法でいうところの事業者の判定、及び、仕入税額控除の可否や範囲である⁴⁾。日本の消費税法の模範となったEUのVATについては多くの点で違いはあり、それに留意しつつ動向を知り参考にすることが、発展的議論のため有益である⁵⁾。

本稿では、EUの付加価値税における基本要件を簡単にみたうえで、持株会社を巡る事例を素材としつつ、どのようなことが問題となってきたかを検討し、最後に上記目的に沿った形で考察をまとめる。

1 持株会社と VAT の基本要件

(1) 概 要

次にみる Polysar 事件における持株会社のように株式保有以外に業務を行うことがない会社は、純粹持株会社 (pure holding company) とか、受け身の持株会社 (passive holding company) と呼ばれ、他方、子会社への業務統括も行うような持株会社は、活動的持株会社 (active holding company) とか、混合型持株会社 (mixed holding company) と呼ばれる⁶⁾。これらの持株会社について、基本的には、VAT に関して課税対象者となるかどうかが問われ、

3) Council Directive 2006/112/EC of 28 Nov. 2006 on the Common System of Value Added Tax.

4) 前者は EU 独特の論点といえようが、後者は、視野を広げれば、日本でも近年において注目された論点に関連がある。いわゆる ADW 事件 (最判令和 5 年 3 月 6 日) において、居住用賃貸建物を転売目的で所有したが、転売までに非課税取引があったことから、仕入税額の計算上不利な扱いとなったことが争われている。さしあたり参照、藤谷武史「課税仕入れを巡る問題」ジュリスト 1588 号 20 頁 (2023 年)。

5) 参照、吉村典久「VAT 導入の経緯—ドイツ売上税、フランス取引高税の展開と市場統合」税務弘報 60 巻 7 号 106 頁 (2012 年)。

6) See generally Erik Stessens, European VAT Law as Interpreted by the Court of Justice, 136 (2022).

また、いずれのタイプの持株会社であったとしても、その扱う株式の取引に係る取引コストや子会社への役務提供の対価に係る VAT について、前段階税額控除が可能かが問題となっている。

EU の VAT のもとで、課税対象者 (taxable person) は VAT を納付する義務があり、その前段階税額に係る控除権も課税対象者だけが与えられる⁷⁾。指令 9 条(1)第一文は、課税対象者を「……独立して経済的行為 (economic activity) を行う全ての者」と定義する⁸⁾。指令 213 条のもとで、すべての課税対象者は、事業開始に所定の届出を行う必要があり、それに基づき登録 (registration) が行われるのであるが、登録すれば課税対象者となるのではなく、課税対象者の地位は、基本的には登録の有無に依存しない⁹⁾。課税対象者であるためには、法人格や登録の有無にかかわらず経済的行為を行っていることが要件である。したがって、持株会社であっても課税対象者であるためには、経済的行為を行っている必要がある。経済的行為の定義は、同条において、鉱山、農業、専門的事業を含む製造、販売から役務提供といったあらゆる活動であり、それらからの営利目的での継続的な有形または無形の資産の活用 (exploitation) と定められ、極めて広い概念である¹⁰⁾。

前段階税額控除については、指令 168 条において「……前段階税が課税された資産および役務を課税対象者が課税取引のために利用する場合、納付する税額から前段階税を控除する権利 (以下、「控除権」ということがある) が与えられる」(括弧は引用者による) と定められ、課税対象者が対価を得ての課税取引に利用する場合にしか控除権がないことが分かる。指令 2 条により、

7) 比較法的検討として参照、西山由美「「事業者」の範囲」税理 56 卷 3 号 113 頁 (2013 年)。

8) 指令 (一部日本語訳) について参照、溝口史子『EU 付加価値税の実務 (第 2 版)』303 頁 (中央経済社、2020 年)。

9) Stessens, *supra* note 6, at 166. 但し、登録すれば課税対象者適格は不問ではとの見方として参照、Paul Stacey and William Brown, *GST Treatment of Debt & Equity Income Streams-An Australian View*, 14-4 VAT Monitor 295, 297 (2003) (持株会社に係る EU での議論を参考にオーストラリア等での扱いをまとめたものである)。

10) See generally KPE Lasok QC., *EU Value Added Tax Law*, 139 (2020).

課税対象者が事業として (acting as such) 有償で (for consideration) 行う資産の譲渡及び役務の提供が課税取引であるとされ、課税対象者が、事業としてではない活動からの取引 (非経済的行為)、無償取引、あるいは、指令 135 条で定められた非課税取引に利用される場合に、控除権がないことが分かる。

以下では、まず、課税対象者適格が問われた Polysar 事件とその後の関連事例をみた後で、次に、課税対象者と認められる持株会社だが、持株会社としての主な活動を巡る前段階税額控除の是非とその範囲について争われた事例をみる。

(2) 初期事例——Polysar 事件

持株会社について課税対象者適格が問題となった初期事例である Polysar 事件¹¹⁾は、カナダの会社を親会社に持つオランダの持株会社 X が VAT の課税対象者となるか、ひいては前段階税額控除が受けられるかが問われた。X は、株式の取得及び保有以外の業務を行わない、いわゆる純粋持株会社であり、ECJ は、このような持株会社は子会社の経営に直接または間接に関与しない限り VAT の課税対象者には当たらないと判断し、よって、控除権もないとした¹²⁾。

本件当時有効であった旧指令のもとでも¹³⁾、課税対象者であるために現行指令と同様な要件が定められており、その解釈として Van Tiem 事件¹⁴⁾における判断が本件において引用された。ECJ は、同事件の解釈からすれば、単なる金融資産 (株式) の保有は、継続的な資産の「活用」に該当しないのであって、その保有から生じる配当が資産の保有の結果に過ぎないから

11) Polysar Investments Netherlands B.V. v. Inspecteur der Invoerrechten en Accijnzen te Arnhem, C-60/90 (1991).

12) Id., at para 14.

13) 紙幅の都合上、旧指令の詳細な引用は割愛するが、旧指令と現行指令の対照表については参照、Yves Bernaerts, *The 2010 VAT Directive and the Case Law of ECJ*, 98 (2010).

14) W.M. van Tiem v. Staatssecretaris van Financiën, C-186/89 (1990).

であると理由付けた¹⁵⁾。

Polysar 事件では、子会社の経営への直接または間接の関与があれば経済的行為に該当することが示唆された点と¹⁶⁾、この判断について、オランダに設立された持株会社であって企業グループの一部である X が課税対象者であるかは、グループ全体を見るのではなく、X 単体で経済的行為を行うかで判断されたこともまた重要である¹⁷⁾。持株会社は経営上の戦略として事業会社とは別個の法人として存在しているが、その子会社など関連会社との支配関係から経済的には一体といえ、一体であれば受けられたであろう前段階税額控除が、企業により採用された構造により受けられないのは、制度的には仕方がないとしても中立性に反する扱いといえよう¹⁸⁾。さらに、Polysar 事件のこのような判断に対しては、持株会社の設立地の決定に際し EU が避けられるようになるといった批判はあったものの、実務において VAT 上の不利な扱いを避けるための指針として実務上重視された¹⁹⁾。また、Polysar 事件は、持株会社と VAT に係る事例の基本形と位置付けられ、同

15) Polysar, *supra* note 11, at para 13. 法務官 (Advocate General) は「そうでなければあらゆる株保有者が課税対象者となる」と述べた。Opinion of Mr. Advocate General Van Gerven (24 Apr. 1991), at para 5. また同様に、社債から生じる利息の受取りもまた経済的行為に該当せず、社債保有に係る諸費用の VAT の控除は認められなかった事例として参照、Harnas & Helm CV v. Staatssecretaris van Financiën, C-80/95 (1997).

16) ここにいう関与は、子会社へのリースを含むあらゆる取引行為が該当し、広い概念と解されている。Marle Participations SARL v. Ministre de l'Economie et des Finances, C-320/17 (2018), at para 32.

17) Polysar, *supra* note 11, at para 17.

18) Ian Roxan, Is VAT also a Corporate Tax? Untangling Tax Burdens and Benefits for Companies, LSE Law, Society and Economy Working Papers 02/2020, 14-15 (2020).

19) Jonathan S. Schwarz, VAT Recovery Denied to Dutch Holding Company, 2 Int'l Tax'n 250, 252 (1991). さらに、持株会社の業務変更による課税対象者適格がモニタリングされねばならないという執行上の負担もある。See Herbain & Thompson, *infra* note 20, at 393.

事件を後退させるような形でバラエティが生じた²⁰⁾。

なお、Polysar 事件の影響を受け、持株会社ではないが、相当額に上る単発的な株式売買を行っていた英国の慈善的信託団体について、民間の投資家 (private investor) と変わらないとして、課税対象者適格が否定された例がある²¹⁾。しかし、株式等有価証券の商業的な売買取引を行っている場合には、課税対象者となり得るのであるが、このような会社は、そもそも持株会社のカテゴリーには入らない²²⁾。

2 持株会社と前段階税額控除

(1) 前段階税額控除と課税対象者

VAT の最も重要な特徴は、前段階税額控除による税の累積排除であり、これにより最終消費者に税を転嫁し、各取引段階の課税対象者に VAT の負担を負わせないことにあるといえる²³⁾。そのことは、指令 1 条(2)に示された控除原則 (deduction principle)²⁴⁾、および、1(1)に前述の指令 168 条における控除権の具体的定めにもみられる。ただ、課税対象者が、非課税取引とい

20) 諸事例を年代別に 3 段階に分析したものとして参照、Rita de la Feria, When Do Dealings in Shares Fall-Within the Scope of VAT?, 2008-1 EC Tax Rev. 24, 35 (2008)。持株会社を 3 種類に分け分析したものとして参照、Charlène Herbain & Christopher Thompson, How Are Holdings Holding On with VAT?, Virtues and Fallacies of VAT, 381 (Robert F Van Brederode ed., 2021)。

21) Wellcome Trust Ltd v. Comm'r of Customs and Excise, C-155/94 (1996), at paras 36-41.

22) See e.g., Ad van Doesum, The EU VAT Treatment of shares and Other Securities, 11 (March 26, 2020), available at <https://papers.ssrn.com/abstract=3561536>.

23) See generally, Ad Van Doesum et al., Fundamentals of EU VAT Law, 8-9 (2nd ed., 2020)。

24) 控除原則については参照、KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 6, 453-456。日本語文献としては参照、拙稿「仕入税額控除とインボイスを巡る事案の検討——欧州司法裁判所判例を中心に——」同志社法学 429 号 495 頁 (2022 年)。

った VAT を課されない取引等をも扱う場合には、税の累積は生じないため、それらに係る前段階税額を控除することは認められないことから、非課税取引である前段階取引に係る VAT の控除を排除するかが VAT 課税上の一つの要点である。指令 135 条(f)により、株式等有価証券の売買は非課税取引の扱いを受けるから、持株会社については特に、子会社株式など関連会社株式の売買に絡んでこの問題が生じるといえる。

具体的な扱いとしては、課税対象者の扱う経済的行為のうちに非課税取引がある場合で、その非課税取引に関連して生じたコストの VAT は、指令 173 条(1)により、前段階税額控除が認められず、非課税取引と課税取引の両方に係る共通経費の VAT については、指令 174 条(1)と 175 条(1)に従い、按分的控除 (proportional deduction) が認められている。すなわち、毎年、控除割合に基づき控除額が算定され、また、控除割合は、VAT の控除が認められる年間総売上額 (VAT 除く) を分子とし、分母を分子の額と、VAT の控除が認められない総売上額 (VAT 除く) として計算されて、原則として、この割合を基に前段階税額控除の計算がなされる²⁵⁾。

活動的持株会社が前段階税額控除を巡って争う事例では主に、控除割合の計算における配当の扱いと、子会社の経営に関与した際に生じたサービスの提供に係る費用、及び、株式売買等に伴って支出した費用等に係る VAT についてその前段階税額控除の是非及び範囲が問われてきた。順にみる。

(2) 配当の扱い

① 控除割合と配当

Softiam 事件²⁶⁾においては、フランスの持株会社 X がその子会社から得る配当が VAT の仕入税額控除の計算上どのように扱われるかが問題となった。

25) 但し、これは標準的な方法 (the standard method) であり、加盟国は、代替的な方法の使用が認められ、実際にはいくつかのパラエティがある。これは納税者の特性を踏まえた方法を考慮に入れることでより正確な前段階控除を行うという趣旨に基づく。See generally, KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 504, 511-513.

26) Sofitam SA v. Ministre chargé du Budget, C-333/91 (1993).

X は、持株会社として子会社への経営関与はなかったが、他の課税取引による収入があったので、現地課税当局が、子会社からの配当を分母に含めて控除割合を計算することを求めたことから、控除割合算定上、当該配当がどう扱われるかが問われた。ECJ は、Polysar 事件を引用しつつ控除権が認められるのは、課税対象者の経済的行為の範囲内にあることが要件であり、株式保有のみでは課税対象者の地位を得られず、配当の受取りは株式の保有の結果にすぎないことを再度指摘した²⁷⁾。したがって、当該配当は、控除割合のうち分母からは排除されねばならないと判断された²⁸⁾。

Softiam 事件からさらに進んで、VAT における配当の性質について検討を加えた判断として Floridienne 事件がある²⁹⁾。同事件において、化学薬品等を扱う企業グループの活動的持株会社 X がその子会社から受け取る配当の扱いが問題となった³⁰⁾。X は、その子会社らの経営に関与しており、その内容としては、経営管理、会計、情報テクノロジーサービスを提供していたのであって、これら経済的行為に携わっており、子会社株式を保有していただけではないから課税対象者である。これらサービスの提供を受けた際に対価と共に支払った VAT があり、さらには、子会社からの配当収入もあったところ、ECJ に問われたのは、控除割合の計算上、この配当収入が分母に算入されるかである。

結論として、配当の受取りは経済的行為に当たらないため、控除対象にもならず、上記計算上も算入されないとされた³¹⁾。その際、ECJ は、配当の特徴として、第一に、配当の扱いが配当可能利益の存在に左右されること、

27) Id., at para 12.

28) Id., at paras 10-14. 同旨の判断は近年にも続く。See e.g., Marle, *supra* note 16, at paras 28-29.

29) 日本語文献での言及として参照、岡村忠生「クロスボーダー取引と仕入税額控除」法学論叢 186 巻 5・6 号 1 頁 (2020 年)。

30) Floridienne SA and Berginvest SA v. Belgian State, C-142/99 (2000). 本件では、子会社への金銭の貸付けに係る利息についても同様に争われたが、本稿では割愛する。参照、岡村・前掲注 29)、9 頁。

31) Id., at para 13.

第二に、株式所有者の特性ではなく、株式の種類により分配額が決定されること、第三に、会社への投資リターンとして得られるものであり、株式の所有の結果に過ぎない点を挙げた³²⁾。これらから、ECJ は、配当という収入があったとしても、サービスの提供の対価として捉えるべき関係性はないとの判断を示した³³⁾。

② 無償の役務提供

MVM 事件³⁴⁾において、発電等エネルギー関連事業を営むハンガリーの会社の株主である持株会社 X は、グループ事業の戦略的経営に携わっていたが³⁵⁾、そういった経営に関する役務提供について直接的な対価を受け取っていなかったという事例である。実際、X は、子会社らに法的あるいは経営上の役務提供の対価を直接的には受け取っていないが、その分高い配当を得ていた³⁶⁾。このような子会社への役務提供に必要なとなった諸費用に係る VAT の前段階税額控除の可能性が問われた。X は、Polysar 事件等に従い課税対象者に該当するとされたが、X が子会社から対価を直接受け取っていないことから、X の子会社への役務提供は、無償性により課税取引ではないと判断され、その範囲で当該控除がみとめられない扱いとなった³⁷⁾。ただ、指令には経済的行為と非経済的行為の間での按分的控除については定めがないため、各国の裁量によるとされた³⁸⁾。

他方、旧指令の下で、直接の対価を得ずに子会社の経営に関与した活動的

32) Id., at para 22.

33) Id., at para 23. See also Stessens, *supra* note 6, at 135.

34) Magyar Villamos Művek Zrt. v. Nemzeti Adó-és Vámhivatal Fellebbviteli Igazgatóság, C-28/16 (2017).

35) なお、これら法人グループは VAT グループではなかった。Id., at para 11.

36) Id., at paras 13, 19. なお、本件で無償の役務提供に係る法人所得課税の問題について言及はない。

37) Id., at para 37. X には子会社の経営関与以外の事業からの収入があったが、ここで問題となった役務提供がそれらとは関係がなかったため不問とされた。Id., at para 40.

持株会社について課税対象者適格が問われた事例として Welthgrove 事件があり、そこで肯定的判断がされたのには、子会社経営への関与に関係のないところでの経済的行為があったことによるのであって、それに係る VAT の前段階控除のみが認められた³⁹⁾。子会社の経営への関与があるものの、対価の有無から経済的行為該当性を判断したことについて上記判断と異ならないといえる。

要するに、控除割合の計算は、課税対象者による経済的行為の範囲にのみ適用され得ることになる⁴⁰⁾。指令には明文はないが、日本でも二段階のアプローチとして知られた控除の手順として⁴¹⁾、第一に、経済的行為か否かが判断された後に、第二に、経済的行為のうち、課税取引か非課税取引かの区別がなされて、共通費用の VAT について按分的控除を受けることになる⁴²⁾。

(3) 株式売買に伴う取引コスト

① 概 要

持株会社は、その業務の一環として、子会社株式の取引（取得、保有、売却）を行うにあたり、生じた取引コスト（商業的、法的、または、会計サービスなど）に係る VAT の扱いが問題となり得る。持株会社に限った論点ではないが、そこでは、前段階税額控除の是非の判断において前段階取引と売上取引との間での関係性が問われている。

一般的なテキストでの説明を参考に、関連事例の大まかな分類をすると、

38) Id., at paras 45-47. 経済取引と非経済取引にかかった費用の VAT の割振りは加盟国の裁量とされたが、指令の解釈を超える内容とすることはできないと考えられ、前述の控除割合が参考とされよう。See also *Securenta Göttinger Immobilienanlagen und Vermögensmanagement AG v. Finanzamt Göttingen*, C-437/06 (2008), at paras 33-35.

39) *Welthgrove BV v. Staatssecretaris van Financiën*, C-102/00 (2001).

40) Sebastian Pfeiffer, *VAT Grouping from a European Perspective*, 235 (2013).

41) 参照、岡村・前掲注 29)、10 頁。

42) See Pfeiffer *supra* note 40, at 235.

純粋持株会社の場合には、課税対象者が子会社株式の取引コストの VAT についてはいずれの場合にも前段階税額控除が認められず、他方、活動的持株会社の場合には、株式の売買に生じた取引コストについての前段階税額控除は控除割合に応じて認められてきた⁴³⁾。以下、株式の売却と取得に絞ってそれぞれ検討を行う。

② 株式の売却

BLP 事件⁴⁴⁾は、活動的持株会社 X が業績悪化で生じた債務の返済資金を工面するため、その所有する子会社株式を売却した際に取引コストに係る VAT の前段階税額控除を求めた事例である。当該債務返済は事業立直しのための経済的行為の一環であるから、それらに係る取引費用の VAT が控除可能であると X が主張したため、先決裁定が求められた。ECJ は、まず課税取引のコストに係る VAT の前段階税額控除は可、非課税取引のコストに係る VAT の前段階税額控除は不可、課税取引と非課税取引の両方に関する共通費用は控除割合を乗じた金額だけ控除可能であることを示す旧指令に言及した。本件において、控除権を生じさせるためには、指令 168 条における課税取引に「使用される (used for)」の解釈として、課税取引との間に直接かつ密接な対応関係 (direct and immediate link、以下、単に「対応関係」という。) がなければならないとし、本件で非課税取引に直接かつ密接に対応する取引コストについて支払った VAT については控除できないとした⁴⁵⁾。

本件における上記 X の主張については、確かに、債務返済資金を得ることが X の事業目的全体に資するから、その手段としての株式売買に係る取

43) See Ad Van Doesum et al., *Fundamentals of EU VAT Law*, 389, 395 (2016).

44) BLP Group v. Comm'rs of Customs and Excise, C-4/94 (1995).

45) Id., at para 28. 法的サービスの提供について「直接かつ密接な対応関係」が問題となるケースとして例えば参照、Investrand BV v. Staatssecretaris van Financiën, C-435/05 (2007) (この事件では、純粋持株会社であった期間に生じた債務金額の争いに係る法的サービスの VAT が、活動的持株会社になった後に生じたが、直接かつ密接な対応関係がないとして控除が認められなかった).

引コストが共通経費と位置づけられるということも可能かもしれない。しかし、これは VAT システムの根本への攻撃との批判がある⁴⁶⁾。すなわち、この主張にみられる考え方が、VAT が製造から最終消費までの取引段階に課されるものであることを無視し、前段階税額控除のメカニズムへの広範な操作を容易にするといったことが指摘された⁴⁷⁾。

③ 株式の取得

次に、Cibo 事件⁴⁸⁾で問われたのは端的には、活動的持株会社 X が3つの子会社株式の取得に関連して支出した取引コストに係る VAT を控除できるかである。X は、当該子会社への経営関与があり、そのためのサービスに係る対価であるともいえるものであったから、前段階税額控除が可能であるとの立場を取ったが、フランスの課税当局は、株式取得が非課税取引に該当することから X の立場に対して対抗的な主張をしており、ECJ に先決裁定が求められた。

ECJ は、前段階税額控除制度の趣旨とその課税中立性の観点から重要であることを前提にして、控除原則と先例たる BLP 事件にも触れつつ、控除権がもたらされるためには、提供されたサービスが VAT 控除に係る課税取引との間で対応関係がなければならず、この判断において課税対象者の最終的な目的は関係がないことを指摘した⁴⁹⁾。そのうえで、本件において、X の支出した取引コストには課税対象者の事業全体についてこのような対応関係があるとしながらも、X の収入の大部分を占めた配当についてはそれが非課税であり、かつコストの要素を持たないとして、控除割合分についてのみ前段階税額控除が認められた⁵⁰⁾。

46) KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 487.

47) *Id.*

48) Cibo Participations SA v. Directeur régional des impôts du Nord-Pas-de-Calais, C-16/00 (2001).

49) *Id.*, at paras 28, 30.

50) *Id.*, at para 32.

なお、この際、事業全体としては対応関係があるとして、非課税取引でも控除割合の計算上配当が分母に加算されるかも同様に争われたが、Floridienne 事件を引用し、同事件と同旨の判断がなされている⁵¹⁾。

3 Polysar 事件の後退

(1) 課税対象者適格

前述の 1(2)で言及した通り、Polysar 事件においては、課税対象者適格について狭い捉え方が示されたのであって、その後、そこから拡大する方向が示された。持株会社が関わった事案ではないが、Regie Dauphinoise 事件⁵²⁾において、不動産管理会社 X は、所有者からその不動産を預かり管理しており、その賃貸収入を預かる期間について一定の利息収入を得たが、これが資産の所有による収入であって経済的行為にあらず、VAT の範囲外に置かれるかが問われたが、経済的行為に取り込まれると解するにあたり、それが、直接的、恒久的、かつ、必要な課税活動の拡大 (the direct, permanent and necessary extension of the taxable activity、以下「拡大テスト」という。)であるという理由で VAT の外に置かれるものではないとした⁵³⁾。このような判断は、後の持株会社に関連する事件においても課税対象者適格の判断において採用されるようになっていった⁵⁴⁾。

後の SKF 事件⁵⁵⁾において、精密機械製造業を営む企業グループの活動的持株会社 X は、子会社へ対価を得てサービスの提供を行っていたが、事業再編の一環として完全子会社や関連会社の株式を売却し、それにより得られ

51) Id., at paras 42-44.

52) Régie Dauphinoise - Cabinet A. Forest SARL v. Ministre du Budget, C-306/94 (1996).

53) なお、非課税取引に係るものであるので、利息の額が、2 (2) にみる控除割合の分母に計上された。Id., at paras 18-22.

54) 例えば参照、Floridienne, *supra* note 30, at para 19.

55) Skatteverket v. AB SKF, C-29/08 (2009), at paras 20-22.

た資金で別の投資先として、他社の株式を購入するということに、(ア)そういった株式売買が経済的行為にあたるか、(イ)上記に係る各種サービス（株式評価や交渉支援、その他契約書案の法的助言など）といった取引コストの VAT への前段階税額控除が可能かについて、X が先決裁定を求めた。

まず、(ア)の争点については、Polysar 事件に基づき、子会社の経営への関与があるということから課税対象者適格といえるのであるが、追加的に、グループ会社の事業再編を行い、将来の収益向上を目的とした株式売買であったことから、拡大テストにより X が経済的行為を行っているとして、課税対象者適格が判断された⁵⁶⁾。純粋持株会社が、子会社経営への関与をしなくとも、グループ経営上、子会社株式の売買をしていることで課税対象者の地位が得られる可能性があることを示唆している点で、Porysar 事件の後退といえる⁵⁷⁾。

(2) 事業再編（株式の売却）のコスト

次に、SKF 事件における争点の 2 つ目、上記(イ)取引コストの VAT に前段階税額控除が可能かが問われたことについて、上記株式売却による収入を資金源として別事業への投資が可能になったことで更なる所得を継続的に獲得可能になった部分があることから、当該取引コストが、非課税取引である株式売却か、X の事業全体のいずれと対応関係があるのかが不明確である点を現地裁判所は言及していた。

ECJ は、指令の下で当該コストの VAT について控除権があるのは、そのコストをもたらした取引と、課税対象者の経済活動全体との間で対応関係がある場合であると述べ、問題となっている取引を巡る状況については現地裁判所が把握して説明しなければならないとし、また、その判断に決定的なのは、発生したコストが、売却された株式の価格か、或いは、課税対象者の商

56) Id., at para 33. ただ、Polysar 事件が先例としてあるので、このことに言及する必要はなかったというものとして参照、Ad Van Doesum et al., *supra* note 43, at 75.

57) See e.g., Harry Grubert et al., VAT and Financial Services: Competing Perspective on What Should be Taxed, 65 Tax L. Rev. 199, 209, n.38 (2012).

品価格かのいずれに組み込まれたかであるとした⁵⁸⁾。

それぞれ価格算定方法には資産種類ごとの取得価額算定方法など別の考慮もあるためここでは深入りしない⁵⁹⁾。ここで言及すべきなのは、この判断が内容的に BLP 事件とは整合しない点である。BLP 事件では、課税対象者の事業目的全体ではなく後結する取引段階との対応関係が重視されていたが、本件では X の事業全体との対応関係が見られている。また、株式売却が非課税取引に係るから、それに部分的にでも関係した取引について生じた VAT の控除が認められないとする立場があるが⁶⁰⁾、その立場からも離れた判断が出されたといえる。そのような変化があったのは、前述の通り、経済的取引該当性判断にあたって (BLP 事件ではなかった) 拡大テストが採用されたという背景が影響していると考えられる⁶¹⁾。

更に、ここでの SKF 事件の内容は 10 年経た後、C&D Foods 事件において、活動的持株会社による関連会社株式の売却について、その経済取引該当性判断にあたって、事業全体との関係だけではなく、グループ全体で行われた活動もまた判断に影響を与えたのである⁶²⁾。Polysar 事件ではグループ法人の一部をなす持株会社についてそのものだけをみて判断することが示されたが、Cibo 事件から SKF 事件へと段階を経て、この事件では、グループ全体を視野に入れた判断がなされており、初期事例からの明らかな乖離が見て取れる⁶³⁾。

(3) 持株会社とグループ課税

Polysar 事件に由来する持株会社が課税対象者でないことから控除権の行使が認められないという扱いは、VAT の中立性の原則との関係で問題であ

58) SKF, *supra* note 55, at paras 61–63.

59) SKF 事件の内容への批判として参照、KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 495–496.

60) Opinion of Advocate General Mengozzi (12 Feb. 2009), at para 64.

61) Ad Van Doesum et al., *supra* note 23, at 488–489.

62) C&D Foods Acquisition ApS v. Skatteministeriet C-502/17 (2018), at para 35.

63) Ad Van Doesum., *supra* note 22, at 20.

ると指摘される⁶⁴⁾。法人グループであるが故の各メンバーの役割に鑑みれば、その経済的実態からグループを一体としてみたときには、その持株会社の前段階税額控除は全体としては与えられるべきと考えられるのであって、VAT が法人の採用した構成によって不利な扱いとなるのは中立性に反するからである。ときに指令の不十分な点を解釈上、中立性の原則が埋めることがあるが⁶⁵⁾、だからといって、グループ課税が（国内法にないなどの理由で）適用されない場合に、グループ課税が認められていればあり得た前段階税額控除を与えるなどの特別な扱いをすることはできないであろう。Polysar 事件の後退は必然といえる。

指令 11 条によると、法的には独立しているが、財務上、経済上及び組織上強く結合している加盟国内に設立された複数の者を単一の課税対象者としてみなすことが認められており、これはいわば VAT における連結納税制度と解される⁶⁶⁾。同条により、加盟国は法的に独立した複数の「者」を単体の課税対象者として、取り扱う選択を有することになり、加盟国自身が VAT のためグループ課税に関する法律を立法・施行することではじめて実施可能になる⁶⁷⁾。

指令 11 条における「者」には、自然人を含むいかなる者も含まれると解されるが、一定の制約が見受けられる⁶⁸⁾。そこで、加盟国によってグルー

64) Roxan, *supra* note 18.

65) Joachim Englisch, The Share Deal as a Non-taxable Transaction, The Future of Indirect Taxation: Recent Trends in VAT and GST Systems Around the World, 549, 566 (Michael Lang et al. ed., 2012).

66) 概要として例えば参照、林幸一「VAT グループ税制」広島大学マネジメント研究 20 号 3 頁 (2019 年)。

67) また導入に際して、同条により濫用や租税回避行為への対抗措置をそれぞれ設けることも認められており、導入国での対応が気になるが、この点の検討については、他日を期する。

68) 従業員はすでに法的な存在（例えば、会社）の中に組み込まれているからと説明される。J.A. van der Steen v. Inspecteur van de Belastingdienst Utrecht-Gooi/kantoor Utrecht, C-355/06 (2007). See generally, KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 155, n.114.

ブ課税がその国内法によって定められ、企業の選択によってその適用が可能であるとき、実際、企業グループがこれを選択した場合、そのうちの持株会社が純粹持株会社であって、経済的行為がないことから課税対象者に該当しないというケースが考えられるがこの場合にはどのような扱いとなるかが問われる。例えば、アイルランドは VAT グループ納税制度を導入しているが、純粹持株会社については、この申告を選択するグループ内では課税対象者適格とする扱いを認めることが課税庁のガイダンスで示されている⁶⁹⁾。また例えば、法人組織でない組合も VAT グループの構成メンバーと認める判断が示されてきたし⁷⁰⁾、組合だけでなく信託も VAT グループメンバーとして認められる立法例がみられるところである⁷¹⁾。

小 括

EU における持株会社を巡る諸事例を検討したが、かなり複雑な様相となっている⁷²⁾。この複雑さの要因の一つは、課税対象者を、法人格を有するかなど機械的な判断によらず、その主体が経済的行為を行うかによって決定していることに由来する⁷³⁾。経済的行為該当性により課税対象者適格を決定するのは、EU 加盟国で様々な事業体があることが理由である⁷⁴⁾。持株会社は、課税対象者適格がない場合や、あるいは、関連会社へのサービスの提

69) Irish Tax and Customs, *infra* note 72, at 19.

70) Larentia and Minerva mbH & Co, KG v. Finanzamt Nordenham, C-108/14 (2015), (有限責任組合について VAT グループメンバーを構成すると判断された)。

71) イギリスの例として参照, Schedule 18, Finance Act 2019 to amend S.43A, VATA 1994.

72) このような事情から、例えばアイルランドは近年、持株会社と VAT に関するガイダンスを発している。Irish Tax and Customs, VAT Deductibility for Holding Companies (Jun. 2023)。

73) 無論、当時の指令における曖昧さが要因と指摘するものがあるが、指令改訂にあっても持株会社を巡る事例は続き混乱が続くとするものとして参照, Englisch, *supra* note 65, at 586.

供をしても対価を取らずに配当収入だけに拠っている場合だけでなく、非課税取引を多く扱う側面など、他の会社にはない特殊性から、重い税負担が課されている可能性は否めない⁷⁵⁾。

VAT の基本的特徴は、事業を行う者の事業活動から提供された付加価値に課税し、前段階税額控除を行うことで税の累積を排除し、最終消費者に税を転嫁することである。このようなシステムを通じて、課税が企業の行動を変えさせないという意味での中立性が重んじられてきた⁷⁶⁾。しかし、上記のような事例の流れを検討すれば、子会社の経営に関与するような活動的持株会社の形態を採らなければ、基本的には課税対象者の地位を得られず、持株会社は、事実上、子会社に有償でサービスの提供をするように強いられてきたといえ⁷⁷⁾、この意味で経営上の決定に影響を与えており、中立的な制度とは言い難いものになっていると指摘し得る⁷⁸⁾。法人にとって戦略的な組織構造を採るにあたって、中立性の観点から差別的な扱いを受けるべきではない。持株会社を巡るこのような紛争が未だ解決しないのは、決め手となる指令が設けられておらず、様々な事例が蓄積され続けているからでもある。

翻って、上記考察と日本法との比較において、下記の論点を指摘し得る。第一に、消費税法は、その納税義務者を事業者とし、事業者は、個人事業者と法人であると定義され（消費税法 5 条 1 項、2 条 1 項 4 号）、特に、個人事業者は「事業を行う個人」と定義されているだけであり、その判断基準は明文化されておらず、不明確である⁷⁹⁾。また、例えば、法人であっても、休眠中であるなど事業活動実体がないなどの場合に消費税の納税義務者と扱うべ

74) See generally, Ad Van Doesum et al., *supra* note 23, at 62. いわゆる免税点は加盟国がそれぞれに設定して一定の小規模課税対象者が課税対象者から排除される扱いとされている。KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 130, 132-133.

75) See Roxan, *supra* note 18.

76) 中立性に関して参照、西山由美「金融セクターに対する消費課税」『租税法と市場』（有斐閣、2014 年）。

77) 付加価値税だけではなく、移動価格税制や CFC 税制などの法人税制の影響もあったと料するところではある。

78) See Ad Van Doesum, *supra* note 22, at 10, n.42.

きか、ひいては仕入税額控除が認められるべきなのかが問われるべきである。消費税法における事業の明確化の必要性に向けた議論が求められよう⁸⁰⁾。他方、EU において、持株会社のようなグループ法人の一員についても課税対象者適格をみることで、いわば不合理ともいえる判断になるようなことは、さしあたり日本法では起こり得ないであろう。2(2)でみた二段階アプローチも不要であって、簡便な方法としては評価できる。

第二に、EU においては、課税取引か非課税取引かの区別の前に経済的事業該当性も判断して、前段階税額控除が可能であるかが判定される点は日本と異なる。日本では、事業所得の算定上、必要経費として認められるもの（もちろん給与等を除く）に基づき、これまでも消費税法上も仕入税額控除の対象となるという運用がなされている。場合によっては、所得税法上の扱いから離れて、消費税法上の課税対象者の概念だけでなく、仕入税額についても別途判断されるべき場面があり得る点は考慮されねばならないであろう⁸¹⁾。

第三に、日本でも株式取引は非課税取引であり（消費税法 6 条 1 項、別表第二、2 号）、これに係る取引コストに支払われた消費税については仕入税額除がどこまで認められるのかは問題となる。

第四に、グループ課税については若干の検討しかし得なかったが最後に触れておくと、まず日本の法人所得課税の場面において、持株会社の解禁は一つの連結納税制度を促す起点の一つといえる法改正であったところ、国内の完全支配関係のある法人グループに選択的適用を認められた制度として連結

79) 但し参照、消費税法基本通達 5-1-1。なお、インボイス導入を機会にこの点を問うものとして参照、藤巻一男「消費税法における「事業」の意義」三田商学研究 65 巻 5 号 13 頁 (2022 年)。

80) 併用を提案するものとして、西山由美「消費課税における「事業者」と「消費者」—フェアネスの視点からの考察—」税法学 573 号 209、214 頁 (2015 年)。

81) 所得税や法人税と切り離して考えるべきとの指摘として例えば参照、村井正＝水野忠恒＝西山由美「座談会・わが国消費税性を巡る諸問題と国際動向」税理 56 巻 3 号 2、21 頁 (2013 年)。

納税制度に続きグループ通算制度が整備されるに至り今後は、消費税課税の分野での制度導入可否の検討が必要であろう⁸²⁾。一般に、グループ課税の趣旨は、経済実態に合致するようにグループを一つの事業体として課税することと要約でき⁸³⁾、消費税でも導入の余地は十分あると考える。上記考察との関係では、例えば、免税事業者は、消費税の連結グループの構成メンバーとなり得るか、なれないとしたらどのような問題が生じるかなどといったところも検討事項となろう。

むすびにかえて

グローバルな経営において持株会社の設置が有用であろうし、また、日本国内でも持株会社の増加傾向が指摘されるなか、付加価値税（消費税）との関係について従来、必ずしも十分に言及されていなかったように思われる。本稿は、EU の VAT と持株会社に関する事例を主な素材としながら、VAT の基本ルールと、持株会社のあるべき VAT の負担について若干の検討を行った。VAT の重要な特徴として前段階税額控除が挙げられるところ、EU の VAT の控除権に係る事例分析はこれにもちろんとどまるものではなく⁸⁴⁾、本稿は持株会社をキーワードに一部を切り取って僅かな検討を加えたに過ぎない。しかしながら、日本ではインボイス制度導入により、前段階税額の課税強化の方向にあることには違いなく、将来的にも、前段階課税と仕入税額控除（前段階税額控除）が消費税課税問題の中心となることは確かであろう。また本稿では、持株会社との関係で EU の VAT グループの制度について紹介も部分的なものだが、本稿で検討した VAT 課税問題は、グループ法人に

82) 慎重な議論を促すものとして参照、熊王征秀「グループ会社における消費税の実務」税経通信 64 巻 8 号 122 頁（2009 年）。

83) 例えば参照、武田昌輔監修『グループ法人税制の実務』201 頁（第一法規、加除式）。

84) VAT の概説書では、KPE Lasok QC., *supra* note 10, at 463-470. なお、再校正時、西山由美『欧州付加価値税の論点』（日本法令、2024 年）に接した。

対する課税の在り方に関するものとしても捉えることが可能であろう。その意味で、本稿は研究の端緒でしかない。今後さらに範囲を広げて検討を重ねたい。

〔付記〕

- ・本稿は、公務・学会などでの活動を通じて大変お世話になった吉村典久先生の慶應義塾大学ご退職のお祝いのため提出させていただいた。今回投稿の機会を与えてくださった吉村先生をはじめ、編集ご担当の先生方、編集事務局の方々にも心より感謝申し上げます。
- ・紙幅の都合上、原則として、インターネット上で取得した文献の URL 及びウェブページアクセス日付は省略している。
- ・本研究は、JSPS 科研費 JP23K01101 の助成を受けている。